

接触計画としての多言語施策 —日本警察の通訳体制事例から—

Multilingual Planning as a Contact Planning : Study of interpretation system of the Japanese police

猿橋 順子

SARUHASHI Junko

キーワード：日本警察、通訳体制、多言語施策、接触計画、言語政策理論

Key words : The Japanese police, Interpretation system, multilingual planning,
contact planning, LP theories

Abstract

The prefectural Police Headquarters in Japan and Tokyo Metropolitan Police Department have their own interpretation systems to cope with increasing crimes related to non-Japanese language speakers. To analyze the LP implementation, author used their internal research documents. Through the investigation, unique structural aspects of their interpretation systems were observed, such as promotional efforts to linguistic and organizational peripheral. That means they pay more attention to minority languages and outside registered interpreters. The Japanese Police's interpretation system can be regarded as language policy and planning coping with multilingual society. However, there are no completed LP frameworks or theories explaining those activities. This paper proposes the concept of "contact planning" adding to the existing language planning model of Haugen's corpus and status planning.

1. はじめに

本論では、日本の警察の言語対応事例のひとつである多言語施策について、その構造的な特性を明らかにし、さらにそこから既存の言語計画の枠組みにおける多言語対応¹⁾の位置付けの仮説的提示を行うことの2点を目的とする。日本の警察の言語対応としては、様々な取り組みが考えられる。日本語を分かりやすい表現に言い換えたり、語彙を整理することなども言語対応と言えるであろうし、手話や点字での対応を整えること、日本語以外の言語で諸外国との連携を図ることも重要な言語対応の一例である。ここでは、昨今特に重点化されている「国際（犯罪）捜査」における多言語施策を考察する。

「国際（犯罪）捜査」については、昨今のマスメディア報道が手伝って、極めて最近の課題という印象があるかもしれない。しかし、「国際（犯罪）捜査」は古くから、その他の犯罪捜査との違いが認識され、個別に論じられてきた。たとえば、電子政府上で入手可能な最も古い資料のひとつに、昭和48（1973）年の『警察白書』がある。その中で、「犯罪の国際化」とする節に、「国際犯罪」と題する項目が設けられている。それによると、

近時、交通機関の飛躍的発達により、世界はますます狭くなり、それとともに犯罪は国境という枠を超えて敢行される。こうした外国人が被疑者又は被害者である事件、その他外国人又は外国が関係する事件を国際犯罪という²⁾。

と記述されている。さらに、こうした「国際犯罪」の急増を受け、「外国語はもとより、国際条約、各国刑事法に精通した捜査官の養成、空港、港等国際犯罪者の立ち回りが予想される箇所の警察力の強化、ICPOを中心とした外国捜査機関との緊密な連携と協力が重要である³⁾」としている。言語への対応の重要性が筆頭に掲げられている点が注目される。

上記の文脈からも、警察が日本語以外の言語に取り組むという場合、必ずしも外国人（非日本語話者）が犯罪を犯す状況だけが想定されているわけではないことが確認される。外国人が犯罪被害にあう場合もあるし、重要な目撃者として犯罪に巻き込まれる場合もある。警察の多言語施策は、外国人住民の安全や権利を守るためにも不可欠なのである。また、国際的な協力や、情報交換の際に外国語の能力が要求されることもある。ただし、実際の取り組みでは「外国人犯罪捜査」という用語がしばしば使われ、これが「外国人の犯す犯罪についての捜査」という語感を伴っていることも否定できない⁴⁾。

さらに、『警察白書』は実際のデータに基づいているとはいえ、公共に資する部分を前面に出す記述となっていることも類推される。そこで、本論では、警察の多言語施策について、警察の内部資料に基づく分析を試みた。警察が取り組む多言語施策の実態に迫ることは、言語政策の事例研究としての意義だけでなく、言語政策理論の見直しの上でも⁵⁾、多言語対応と言語的人権の諸相を論じる上でも意義が認められる。

2. 本論の事例、分析素材、構成

2.1 日本の行政府の言語計画と警察

日本の中央政府が関係する言語政策としては、日本語の本体計画と、日本語と外国語（特に英語）の獲得計画が中心的である。外国人をめぐる多言語対応については、むしろ地方自治体の多言語サービスが注目されている（河原他 2004、猿橋 2004）。自治体の多言語サービスが注目される点は、施策としての発展性や成熟性というよりも、その拠り所にあると考えられる。すなわち、人権という観点からの言語対応としての先駆性である。そして、まさしく多言語サービスという術語が示すように、その法的・財政的基盤の脆弱さやサービスそのものの便宜供与的性格と、人権という発想への依拠との整合性が問われる段階に来ているのもまた事実である⁶⁾。

中央政府で言えば、文部科学省や文化庁が主に所轄とする分野以外にも、言語に関する取り組みは各所で取り組まれている。言語政策を広く捉えたならば、専門用語や外国語語彙、外来語についての整理・統一、手話や点字による対応なども含まれ、むしろ言語政策と無縁の領域はあり得ないと言っても過言ではない。外国語への対応ということになると、司法・法務、運輸・観光、金融・貿易などの分野で、多くの施策が展開されている⁷⁾。警察もしかりである。

2.2 分析素材

ここに警察大学校国際捜査研修所⁸⁾が行った「平成 13 年度国際犯罪捜査体制及び通訳体制に関する調査結果」（以下、「調査結果」と題する内部資料がある。国際捜査研修所が全国 46 の県警察および警視庁に対して行った、国際捜査体制調査の結果がまとめられている。全 145 ページの「調査結果」は、「国際犯罪捜査体制」と「通訳体制」の二部構成となっている。

筆者は 2002 年に警察庁に対して情報開示請求を行い、当該資料を入手した。ところどころ、項目によっては大幅にデータが非開示にされている。非開示とされた内容には、

「都道府県別の言語別通訳人数」や、その「言語能力」、「通訳人を確保できなかった案件についての報告」が含まれている。これらのデータを伴わずとも、日本警察の国際捜査犯罪体制と通訳体制の概要は十分に網羅できる。同時に、非開示とされた箇所については、「(これらのデータが公のものとなることによって) 犯罪を企図するおそれがあるため」とある。この局面からも、多言語対応が国際犯罪捜査にとっていかに重要なものであるという、遂行者の認識を物語っている。

2.3 本論の構成

本論では、続く3節で国際捜査体制を概観する。その上で、国際捜査体制全体における通訳体制の位置付けを明らかにする。ここでは、通訳体制が国際捜査体制の下位分野でありながら、広く国際捜査の全体に係る事案であるという多言語施策の重層構造を提示する。第4節では、通訳体制に焦点をあてた考察を行う。通訳体制がどのような仕組みで、何語の通訳人がどの程度おり、実際の活動がどの程度であるかなどといった実働の諸相を整理する。「調査結果」は、通訳体制の実際を示すだけでなく、通訳体制の弱点がどのような点にあり、どういった方向で施策強化を想定しているかなどを推し量る重要な素材といえる。ここでは、少数言語の採用基準や、外部通訳人の確保と活用における当局の問題意識に注目して考察を行う。

そして、第5節では、第4節の諸相から抽出される当該事例の特徴を、施策領域の周縁への努力傾注という構造的特徴として整理する。これは、少数言語対応への限界を前提としている多くの多言語サービスと異なる特徴として注目される。そこで、周縁への言語政策努力が生み出される要因に、言語政策研究上の関心が寄せられるのである。ここでは、その要因が言語情報および言語コミュニケーションの機会確保における受益関係の均衡に注目する。

最後に、多言語対応の言語政策モデル上の位置付けを試論的に提示する。国境を越えた移動と定住が加速度的に増加し、国際人権条約上の取り決めが移住者の言語について言及している現代社会では、多言語施策・多言語サービスが社会的に求められ、実際の取り組みも多彩なものとなっている。これらの取り組みが、言語政策研究の資するところであることは、すでに指摘されて久しい。一方で、こうした取り組みについては、言語政策モデルの中での明確な位置付けを持たずに今日に至っている。本論では、既存の本体計画、地位計画に、接触計画を追加することを提案し、多言語施策および多言語サービスの言語政策理論上の位置付けを提示し、本論の結論とする。

3. 国際捜査体制の概要と多言語施策

ここでは、「調査結果」の構成から、国際捜査の概要を述べ、その中で多言語施策としての、通訳体制の位置付けを明らかにする。この「調査結果」は「1. 国際犯罪捜査体制」と「2. 通訳体制」に分かれているが、後者が145ページ中116ページを占めている。国際犯罪捜査体制についての調査項目は、[3.1] 国際捜査を所轄する部署および人員の配置状況、[3.2] 重点化・強化・維持施策、[3.3] 資料作成状況、[3.4] 採用・退職の状況となっている。以下、それぞれについて概観する。

3.1 所轄部署及び設置年

国際捜査を所轄する部署と、その設置年を掲載したものが添付の資料1である。その名称も、設置年も県によって異なる。名称については、23種類にも及んでおり、「外国人犯罪」という用語を含むものも8種類、12の自治体で採用されている。古いもので北海道の「国際捜査係（1988）」や警視庁の「国際捜査課（1988）」があるが、多くは1990年代の半ばから後半にかけて整備されていった。現在の形での国際捜査体制は、存外新しいものであることが明らかとなる。「国際捜査室・課・係」を「刑事部・課」の下に置いている県警が多いが、その名称・形態・人員・設置年などの要素を合わせてみると多様性が見て取れる。こうした多様性は、警察という業務の地域密着性を反映させていると言えるだろう。地方自治体の多言語サービスも、外国人住民の地域的な独自性が反映される側面を持っているが、警察の多言語施策にも地域特性への対応が類推される。

3.2 重点化・強化・維持施策と言語関連施策

「調査結果」には、平成12（2000）年度に実施した「①強化のための運用上の施策」、「②実務専科の実施状況」、「③研修の実施状況」が掲載されている。ここからも、各県警の独自性が見られる。それぞれについて、言語関連の事項に留意しながら概観する。

① 強化のための運用上の施策

平成12（2000）年度、「国際捜査力協力のための運用上の施策」は、施策としては警視庁と18の県警が、業務努力を含めると22の県警が様々な取り組みを展開している。それらの内容は、以下の5項目に整理される。

1. 国際捜査のための要綱・制度などの設置・改正（警視庁、秋田、高知等）
2. 国際捜査を司る組織、人員の編成（長野、埼玉、群馬、三重、京都、徳島、愛媛等）

3. 国際捜査に係る対策委員会や重点地区の設置（警視庁、神奈川、岡山等）
4. 情報管理システムの構築（宮城、和歌山、大阪、福岡、千葉等）
5. 国際犯罪、犯罪被害を未然に防ぐための啓発活動（千葉、岡山等）

これらのうち、1、2、4については多かれ少なかれ言語に関する内容を含むものとなっている。「1. 要綱・制度」では、『「警視庁国際組織犯罪特別対策推進要綱」の全部改正』（警視庁）や、『「大阪府警察組織犯罪総合対策推進本部設置要綱」の改正』（大阪）といった組織運営上の枠組みを定めるものが多いが、「警察官採用試験における外国語選択制度の導入」（福島）といった項目もある。

「2. 組織・人員の編成」では、組織、部署というレベルで言語との関係が論じられることはないが、人員レベルで言語が重要な要素となっている。「語学力を有する警察官の採用」（茨城）や、「英語堪能者を国際捜査官として巡査部長採用」（島根）などである。

「4. 情報管理システム」は、情報をいかに集約し、共有するかが、大きな狙いとなっている。その中で、「難解な中国人、韓国人の氏名を用意に検索、入力できるソフトを開発」（大阪）というように、言語上の要素が決め手となっている事例も見受けられる。

② 実務専科の実施状況

この、実務専科と次項の研修には、総論と各論といった内容の違いがある。実務専科では、「国際犯罪捜査専科」（愛知）や「刑事任用専科」（北海道）といった名称のもと、国際犯罪の実態や傾向、捜査要領等を主題に、数日から1週間程度の研修が行われている。内容を注意深く見ていけば、「通訳の運用等」（石川）や「通訳を介した取調べ」（長崎）などの言語関連事項が見られる。

③ 研修の実施状況

より具体的な内容を扱う研修では、圧倒的に言語や通訳をテーマとしたものが目立っている。「民間通訳研修会」（宮城）、「通訳官・民間通訳人対象の研修会」（群馬）、「国際捜査員語学研修」（神奈川）などであり、類似の研修は栃木、埼玉、千葉、福井、鳥取、徳島、熊本、鹿児島、沖縄でも実施されている。そして、その内容としては、語学力だけでなく、「部外通訳人に対する教養と意見交換」（栃木）、「部内外通訳者間の相互理解」（徳島）、「刑事手続き・通訳人の役割」（宮城）、「来日外国人犯罪捜査における通訳の問題点」（群馬）などのように、関係者間の相互理解や警察業務に対する理解を促進する取

り組みも見られる。

3.3 資料作成状況

次に、国際捜査に関する資料やマニュアル、情報冊子の作成の状況も明らかにされている。ここから、国際捜査に関する知見が蓄積されることと、国際捜査に係る現状と業務が関係部署内外に広く理解され、情報が共有されることの重要性認識が窺える。定期的に刊行される「国際組織犯罪特別対策推進ニュース」（警視庁：週刊）、「国際捜査ガイド」（埼玉：隔月刊）、「国際捜査だより」（石川：季刊）などから、外国人登録者などの基礎統計資料、国際条約の改正・動向、犯罪の傾向や状況に着目した資料など必要に応じて発行されるものまで、幅広く見られる。通訳体制についても、集約しえる議題であり、それをテーマとした資料も多彩に発行されている。「通訳センターニュース」（宮城）、「通訳の手引き」「通訳人運用の手引き」（富山）、「民間通訳人からの意見」「通訳官、通訳人の運用状況について」（滋賀）、「中国語ハンドブック」（沖縄）などである。

3.4 採用・退職の基準と状況

国際捜査官は、専門的素養が求められると同時に、広い知見を兼ね備えた幹部候補者としての人材育成の過程として任用することの重要性が指摘されている。国際捜査官として採用される人が、どのような役職（組織管理的立場）で、どのような処遇を受け、その業績を評価されているかといった、いわゆる人事面のデータが多彩に収集されている。ここで、国際捜査官の採用基準に注目してみたい。「調査報告」では、全国警察の国際捜査官採用基準が一覧に掲載されているが、ほとんどが言語に関する規定となっている。添付資料2の一例をここに引用すると、次のとおりとなる。

表1：国際捜査官の選考基準（抜粋）

	採用時階級	内容
京都	警部補	次のいずれかに該当し、かつ、英米語を含む2カ国語以上の語学力堪能と認められる者 ・ 外国留学又は外国駐在2年以上の経歴を有する者 ・ 外国語指導の業務に3年以上従事した経歴を有する者 ・ 語学に関する資格を有して、通訳・翻訳経歴が3年以上ある者 その他、上記と同等以上の能力を有する者

言語の能力としては海外駐在・海外留学・海外生活経験や通訳・翻訳の実務経験が重視されている。資格としては実用英語技能検定試験の他、通訳案内業試験が基準として採用されている。さらに、言語との関連として注目される点が、人員の採用・退職状況

を表す時に用いる言語種である。部分的に抜粋したものが下図である。

表 2: 国際捜査官の採用・退職状況 (抜粋)

	平成 11 年		平成 12 年		平成 11 年		平成 12 年	
	採用	退職	採用	退職	採用	退職	採用	退職
埼玉	4	3	4		北京語 韓国語 英語 ウルドゥ語 韓国語		北京語 韓国語 ペルシャ語	
千葉	3	1			北京語 タイ語	北京語		
広島	1				北京語 英語			

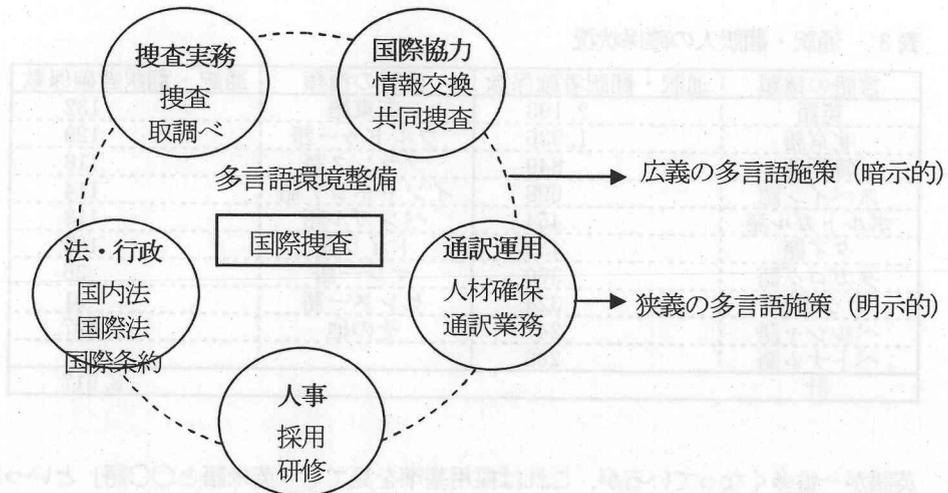
上図から、平成 11 年に埼玉県警は 4 人の国際捜査官を採用している。これは北京語と韓国語への対応力の増強としても捉えられている。同じく平成 11 年に広島県警で採用された 1 名は、北京語と英語の二言語に通じていることが示されている。

捜査員の採用・退職は、その人員数が捜査力に直接反映し、施策としての充実を図る上で重要な点であることには違いない。さらに特徴的なことは、人員の数はもとより、人員を言語能力単位で捉える捉え方である。いわば、言語的人材としての言語・話者観といえるだろう。人員の配置は、同時に当該組織の多言語環境を決定付け、それが国際捜査体制の整備・強化上、極めて重要な局面とされているのである。

3.5 国際捜査における多言語施策の位置づけ

国際捜査体制と通訳体制は、主従関係にある。国際捜査体制が上位施策で、通訳体制はあくまでも、その下位領域である。ところが、国際捜査体制という上位施策で、言語はあますところなく関連して登場する。国際捜査は、効率的な通訳体制をどう実現するかが大きな鍵となっている。同時に、国際的な情報交換や、国際犯罪の動向、法律や行政についての知識を広く持つことも求められる。そして、これらの事柄を遂行する上でも外国語への迅速な置き換えが常に意識されているのである。たとえば、国際捜査の効果的な実践のために、入管行政が深く関与するならば、入管行政の内容はもとより、それをあらゆる言語で説明と応対が出来る仕組みと人員を兼ね備えることが求められるのである。すなわち、通訳体制は、取調べ業務における言語の置き換えという専門性と、業務全体を網羅する多言語環境の整備という包括的な領域を重層的に含んでいるのである。国際捜査における多言語施策の位置付けを概念モデル化すると、下図の様に描かれる。

図1: 国際捜査における多言語施策の位置付け



言語についての取り組みは、下位施策として一つの専門領域を構成しているだけでなく、それを通してあらゆる領域における効果が期待されている。通常、下位領域としての多言語施策が明示的に議論される傾向にあるが、これは広義の多言語施策領域からのフィードバックを常に受ける環境に置かれているのである。ここでは、警察の多言語施策から、このような概念モデルを抽出したわけであるが、こうした多言語施策の複合性は、様々な領域における多言語施策・サービスにも照らした比較研究が求められる。

4. 日本警察の通訳体制の概要

このように、国際捜査施策全体の中での多言語施策の位置付けを確認した上で、専門領域としての通訳体制を概観していく。「調査報告」には、①所轄部署・人員の整備状況、②人員の選考基準・報酬・評価、③活動の状況とフィードバックが網羅されている⁹⁾。

4.1 通訳体制の所轄部署と人員の整備状況

多くの県警察が、通訳センターを設置し、通訳業務に専従している。国際捜査室・係がこれらの業務にあたっているところもある。通訳の管理・運用に携わる警察官および一般職員は、全国で、警視 51 名、警部 78 名、警部補 140 名、巡査部長 143 名、巡査 169 名の計 581 名である。この業務には、外国語に堪能な職員が専務・兼務などの形態であたっているが、それだけでは不十分であるため、外部の通訳人の協力を得て多言語への

対応を実現させている。全国の通訳人・翻訳人の言語別内訳は次の通りである¹⁰⁾。

表3: 通訳・翻訳人の確保状況

言語の種類	通訳・翻訳者確保数	言語の種類	通訳・翻訳者確保数
英語	2,193	広東語	132
北京語	1,936	ウルドゥー語	129
韓国語	849	フランス語	118
スペイン語	698	インドネシア語	114
ポルトガル語	454	ベンガル語	112
タイ語	439	ドイツ語	108
タガログ語	390	マレー語	36
ロシア語	324	ヒンズー語	31
ペルシヤ語	241	その他	407
ベトナム語	206		
計			8,917

英語が一番多くなっているが、これは採用基準を見ても「英米語と〇〇語」といったように英語は共通して堪能であることが規定となっていることが背景にある。北京語の確保者数も、ほぼ英語に匹敵する数となっているのが注目される。「その他」の項に、どの程度の言語種が含まれているかは定かではないので、日本警察の言語許容量の全容を知ることは出来ない。「調査報告」は、都道府県および言語能力別の詳細な通訳者の配置状況を網羅しているが、「犯罪の企図につながるおそれがある」として、それらの詳細データについては開示されなかった。この事実から、いかに日本警察が多言語対応における言語種の充実を国際犯罪捜査の要としているかを推し量ることができよう。

4.2 人員の選考基準・研修・費用

前節で、国際捜査官の採用基準のほとんどが言語に関連する規定で占められていることを事例に基づき考察した。「調査結果」は、①少数言語の登録基準、②部外通訳人の登録に際しての選考基準を網羅している。これは、様々な評価基準（外国語検定試験の類）がすでに整っている英語を中心とする多数派言語、言語能力だけに配慮すればよかった内部の人選とは事情の異なる多言語施策の困難な側面を視野に入れたものといえよう。

① 少数言語の選考基準

英語の場合、その能力を測る指標は巷にも溢れている。既に当該部署内に英語堪能者が多くいるであろうから、面接や模擬的な取調べによってその水準を測定することも可能となる。しかし、少数言語ほど、外部評価も内部評価も難しくなる。警視庁は、昭和38（1963）年にロシア語、中国語、韓国語の独自の外国語技能検定試験を設けた¹¹⁾。こ

の語学検定試験の等級は、広く登録基準の中心的な位置付けとなっている。この他には、(1)国際捜査研修所の語学研修受講歴、(2)民間語学学校の受講歴、成績、(3)大学での専攻、(4)海外駐在経験や留學歷などが考慮されている。それぞれについて、いくつかを例示すると、次の通りとなる。

- 1) 国際捜査研修所の語学研修受講歴
「国際語学研修を修了していること」
(青森 山形 福島 新潟 山梨 長野 静岡 石川 福井 岐阜 愛知
三重 和歌山 島根 福岡 大分 宮崎 鹿児島 沖縄)
- 2) 民間語学学校の受講歴
「ペルシャ語については民間語学学校(基礎・応用課程を修了した者)」(岐阜)
「民間委託語学教養における修了成績の評価がオールAの者」(熊本)
- 3) 大学での専攻
「外国語大学卒業者又は大学語学専攻歴」
(神奈川 静岡 福井 兵庫 長野 愛知 鹿児島)
- 4) 海外駐在経験や留學歷
「在外公館警備官出向経験者1年以上」(長野)
「出向歴1年以上(該当言語を日常勤務で使用していたことを条件とする)」(熊本)

このように、教育や実務、生活経験などの多面的な指標を設け、少数言語登録の充実を図っている様子が窺える。

② 外部通訳人の選考基準

問題は少数言語をどう確保するかということだけではない。内部の人員であれば、本人の意思と努力、周囲からの支援と評価によって、ある程度総合的な判断が可能になる。日常業務を通してある程度の判断が可能になることで、かえって審査の際には言語力だけを見ればよいという状況が成り立つ。しかし、外部の人材となると、必ずしも語学力さえ高ければよいというわけにはいなくなる。犯罪という特殊な事例を扱うことや、業務を通して知りえたことを外部に漏らさないという守秘義務の面が徹底できる人材でなくてはならない。部外通訳人の選考基準については、(1)包括的な表現に終始したものから、(2)語学力・実務経験歴はもちろんのこと、(3)語学以外の専門知識、(4)信条や価値観につながるもの、(5)法的地位上など多岐にわたる項目が設定されている。いくつかの例をあげると次の通りとなる。

- 1) 包括的な表現

「海外生活キャリア、語学資格、学歴、職歴、日本語能力（ネイティブ）等で判断」（大阪）

「本制度の趣旨を十分に理解し、かつ、通訳者として警察の捜査活動等に真の協力が得られる者である」（山口）

2) 語学力・実務経歴

「英検 2 級以上、TOEIC450 点以上、通訳検定 4 級以上、国連公用語検定 B 級以上又はこれらと同等以上の語学力を有すること」（広島）

「韓国語、北京語、広東語、タガログ語、タイ語などは日常会話に支障がなく、読み、筆談が適度にできること」（群馬）

「外国人の場合、現地語のほか、日本語がある程度できる」（群馬）

「実際に事件通訳を行った結果を見て登録している」（静岡）

3) 語学以外の専門知識

「刑事訴訟法に精通しており、また、法律全般・刑事手続における専門知識を有していること」（警視庁）

4) 信条や価値観につながるもの

「警察に対して協力的であること」（茨城）

「警察対象者との交際、前科、前歴及び悪質交通違反がなく、かつ、反社会的な行動をとるおそれがないこと」（埼玉）

「独立した生計を営むなど、日常生活が安定している」（群馬）

「正義感が強いこと。積極的で粘り強いこと。沈着冷静であること。言語及び態度に節度があること。」（広島）

「民事あるいは刑事事件に介入したり、その行動にとかく社会的批判を有する者でない」（山口）

「研究心が旺盛であること」（高知）

5) 法的地位上の規定

「原則として日本国籍を有する年齢 20 歳から 60 歳位までの者」（福井）

(5)については、実際に外国籍者がどの程度協力しているかについてのデータがないので定かではないが、日本国籍者に限るとする国籍条項を設けているのは福井県警の一例だけであった。最も多かったのは、「(4)信条や価値観につながる項目」となっている。

③ 研修

通訳体制における研修には、部内通訳人に対するものと、部外通訳人に対するものが掲載されている。以下に、いくつかの取り組みを抜粋する。

表 4: 部内通訳人に対する施策（抜粋）

警視庁	<ul style="list-style-type: none">・ 中国語、韓国語専科、それぞれ 15 名 約 5 ヶ月・ 外国語委託研修 1 年 (1,230 時間) 英語 30、北京 31、韓国 19、ペルシャ 9、スペイン 7、タガログ 6、タイ 6・ 外国語委託研修 英語、北京、福建、韓国、ペルシャ、スペイン、タガログ、ポルトガル 計 240 名
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> 英検、TOEIC、部内語学検定取得者に対する奨励金（上限 10 万円）その他語学検定助成金（一律 5,000 円） 海外研修、アメリカ合衆国 3ヶ月 3名 韓国 3ヶ月 1名
兵庫	<ul style="list-style-type: none"> 外国語専科 英語 9名 7時間×10日間 北京語 7名 7時間×20日間 厚生課互助会により、語学補習（学校）受講の支援事業として、1講座につき 20,000 円を上限に助成（1人あたりの助成回数に制限なし） 厚生課互助会により、英語等各種外国語検定試験受験者に対して支援事業として 5,000 円を上限に助成（1人あたりの助成回数に制限なし） 海外語学研修 台湾（北京語）、大韓民国（韓国語）、ブラジル（ポルトガル語）等必要言語につき概ね 70 日（3名）実施 指定通訳員講習 国際捜査官を除く全指定通訳員を対象に開催（1日） 民間語学学校委託教養 指定通訳員、同候補者に対する語学講習 12言語 41名 7時間×4日間 英語講習 警察本部にて実施 8名 7時間×1日間

表 5: 部外通訳人に対する研修（抜粋）

青森	・ 来日外国人犯罪の現況及び通訳としての配慮事項
千葉	・ 正確で公正な通訳実務及び秘密の保持
滋賀	・ 通訳の法的、技術的留意点 ・ 語学学習法 ・ 旅券の見方

3.4 項で見た、「国際捜査官の選考基準」が語学力に集約したものであったのと同じように、部内通訳人については、研修においても、いかに言語能力を維持し、高めるかに集約されている。部外通訳人については、上記の②に連動するように、業務そのものへの理解を高める内容に集約されている。通訳体制というひとつの多言語施策展開の中で、実働にあたる構成員の立場の違いによって、期待される資質の範囲も異なっているという側面が明らかにされる。

④ 費用

多言語施策に係る費用については、部外通訳人の運営に係る諸費用に焦点をあてて調査が実施されている。項目は別個であるが、「部外通訳人に対する通訳謝金等執行状況」、「部外通訳人に対する旅費」、「部外通訳人に対する研修及び会議の予算措置」が都道府県別に把握されている。添付資料 4 の各項の合計を算出したものが以下の表である。

表 6: 部外通訳人に係る諸費用

項目	金額
謝礼金（執行額）	663,341,000
旅費	34,695,616
研修費	3,810,057

把握し得る範囲で、7億円強が外部通訳人の維持と運営のために支出されている。

4.3 活動の状況とフィードバック

① 活動状況

では、実際に通訳や翻訳はどの程度実施されているのだろうか。平成12年度の8,917人の通訳・翻訳活動の時間の合計が下記の表である¹²⁾。

表5: 通訳人活動状況

	通訳時間計	翻訳時間計	合計
北京語	222,416	6,355	228,771
韓国語	67,830	9,339	77,169
英語	61,428	12,899	74,327
ポルトガル語	36,145	804	36,949
タイ語	22,794	1,012	23,806
ベルシヤ語	21,523	1,111	21,523
スペイン語	18,970	1,181	20,151
タガログ語	18,881	590	19,471
ベトナム語	9,827	110 *(1)	9,937
ロシア語	7,566	565	8,131
ウルドゥー語	5,715	27	5,742
ベンガル語	3,531	192 *(28)	3,723
広東語	1,452	12	1,464
インドネシア語	1,357	- *(4)	1,357
ヒンズー語	588	- *(4)	588
フランス語	389	77	466
ドイツ語	247	53	300
マレー語	146	- *(2)	146
その他	12,105	85	12,190
計	512,910	34,412	547,322

確保されている通訳人が均等に勤務しているわけではないが、ひとりあたりの平均稼働時間を算出すると、1年間に60時間強という数字となる。国際捜査上の多言語施策では、必ずしも活動の見込みがない小さな言語についても、対応できる準備を確保しておくことが重要となるわけだが、実際の勤務がなく登録している外部通訳人も多く存在し、モチベーションの維持などをめぐる課題も指摘されている。

「調査結果」では、通訳や翻訳の業務について、部内の警察官・一般職員が行ったものと、部外通訳人が行ったものを区別してデータ収集をしている。通訳業務については、部内が278,078時間、部外通訳人が234,832と大きな差は見られない。一方、翻訳業務については、部内が33,947時間、部外通訳人が465時間と大きく隔たっている。通訳については時間的な猶予が許されないが、翻訳についてはある程度融通が利くという点に関係していると考えられる。守秘義務や警察との信頼関係、協力的な態度に多大な配慮

を配らなくてはならない部外通訳人の活用は、不可欠な枠組みであると同時に、運営の難しさを伴っている。

② 評価・フィードバック

「部外通訳人からの問題点の指摘」、「通訳が確保できなかった事例、対応策」、「通訳人の語学能力に疑義が生じた事例」といった、実際の通訳業務を通して生じた問題についても掲載されている。これらは、非公開とされている内容も多い。通訳人からの問題点の指摘については、言語をめぐる諸課題はもちろんのこと、事前打ち合わせをしっかりと行うことや、取調室の換気、取調べのやり方への率直な意見なども寄せられている。言語については、「取調官の方言が分からない」、「ドキドキした、ハラハラした、ぼちぼち行こうといった日本語を使用するのは控えて欲しい」、「パスポートだけで言語を判断しないで欲しい」といったものがあり、多言語施策が外国語能力のみによって効率的に展開されるわけではない局面が指摘されている。

これまで見てきたように、警察の多言語施策では、少数言語の確保を実現させるために、部外通訳人への協力関係に様々な配慮を行ってきている。それでもなお、すべての事例で通訳人を確保できているというわけではない。47のうち、半数以上の28の県警が「通訳人が確保できなかった事例と対応策」を報告している。ほとんどの内容は非開示とされているが、所轄を超えた県警間の協力はもとより、地域の民間語学学校などからの協力・支援が益々求められている。

5. 日本警察の通訳体制の構造的特徴

日本警察の通訳体制の現状から、当該制度には、(1)少数言語の確保と配置という言語環境上の命題と、(2)内部構成員と外部構成員の統合的配置という組織運営上の命題のふたつを抱えていることが明らかにされる。これが、多言語施策という言語計画の重複構造として指摘される。さらに、その背景には多言語施策における言語的人材という新しい言語意識が存在することを見過せない。さらに、こうした考察を通して、情報・コミュニケーションを主軸とした多言語時代の言語計画の形態として、多言語対応を言語計画モデルに位置付ける試みにつながっていく。ここでは、それぞれの命題について改めて整理し、日本警察の通訳体制に見る多言語施策の構造的特徴を確認する。

1) 少数言語の確保・配置：言語環境上の命題

多くの多言語対応が英語偏重の傾向を持っているのと同様に、警察の通訳体制でも英語の地位を見逃すことは出来ない。これには、英語が国内の捜査に必要なだけでなく、国際的な情報交換や協力体制でも不可欠な言語であることと関係している。一方で、業務遂行上の多言語環境整備という命題に立った場合、少数言語をいかに確保し、配置するかといった課題に関心が集まる。

英語も重要ではある。一方、英語に堪能な人材は、ある程度確保も容易である。組織内に、既に英語堪能者がいるので、新しい人材を採用・指導する上でも適切な対応が可能である。しかし、少数言語であればあるほど、組織内に人材と経験の蓄積がない。実際、通訳人確保がなされていない言語については、近隣の県警に協力を要請をおおぐことになる。時間的にも費用的にも大きな負担となるし、国際捜査体制の不備としての批判も受けることになるだろう。通訳体制の関心は、いかに少数言語を確保し、ごく限られた事案に、より効果的に実働可能とするかに傾注される。少数言語であればあるほど、言語政策上の配慮が注がれているのである。

2) 内部構成員と外部構成員の配置：組織運営上の命題

全国の国際捜査体制において、外部通訳人の協力は不可欠なものとなっている。そこでは、警察の用語や業務の特殊性などから、ただ言語が置き換えられればよいという発想に止まることは許されない。部外通訳人の確保と維持は、業務に必要な言語能力に加え、業務への理解と相互の信頼関係を同時に構築していくことが求められる。部外通訳人との関係と、その資質水準を良好に保ちながら、部内の人材を育成することにも努力が傾注されていく。

このように、言語環境と組織運営上の命題それぞれに、重層的な構造が抽出される。少数言語も、外部通訳人も言語環境・組織運営の諸データを見る限り周縁に位置する。しかし、周縁であることが、言語努力を棚上げにする根拠としてではなく、むしろ努力傾注と配慮の要因として作用しているのである。言語が少数であるからこそ、より多くの努力を要する、外部構成員であるからこそ、より多くの配慮を要するという特性である。これは、言語が少数であればあるほど、外部の協力体制が不可欠となるといったように、両者が密接に結び付き合っ、より施策上の傾注努力が促されていく。つまり、両要素が有機的に結びついていることも見逃すことが出来ない。こうした言語環境および、施

策構成員の重層性と周縁への努力傾注が、日本警察の多言語施策の構造的特徴として明らかにされるのである。

そして、こうした構造的特徴の背景には、そこで活躍する人材について、言語の種類によって捉える言語的人材の発想が伴っているのである。採用や退職は、人員の増減と同時に、言語環境の変化として、その言語の種類が問題とされる。通訳・翻訳人は、通訳・翻訳が可能な言語だけでなく、その他の言語能力についても詳しく登録される。「調査結果」では、「副言語」と「延べ人数」という用語が用いられ、それぞれ登録した言語の他に対応可能な言語の有無（副言語）、これを合わせた対応可能人数（延べ人数）として把握されている。人員は少なくとも、対応可能な言語の種類が多ければ、言語環境としてはより整備された状況となり得るのである。

6. 情報・コミュニケーション戦略としての多言語対応、接触計画の位置付け

周縁により多くの配慮が注がれるという構造的特徴を備えた警察の多言語施策には、言語的人材という発想が付随していることが前項までで明らかにされた。この点は、言語的人権の観点に立って取り組まれている自治体の言語サービスとの違いとしても注目される。こうした多言語施策の事例は、多言語サービスのこれまでの事例蓄積とあわせて、多言語対応としての言語計画における多様性としても興味深い。ここでは、本論の結論として、こうした言語政策を生み出す社会・政策的要請の諸相を論じ、多言語対応の言語政策上の位置付けについての試案を提示する。

日本警察の多言語施策において、人員を言語的人材として言語単位で捉えてまで実現しようとするものは何であるのか。一部には、基本的人権の遵守という要素が考えられよう。もちろん、これも大きな根拠のひとつとはなっている。しかし、基本的人権の遵守を根拠として取り組まれる多言語対応の諸事例は他にも多くあるものの、周縁への努力傾注という構造的特徴において警察の事例は特徴的であることが確認され、その背後にあるものは何かという問いに関心が寄せられるのである。

本論において、「調査結果」を素材に、多言語施策の様々な局面を考察した結果、その施策的成熟へ向かう推進力の源として、言語情報および言語コミュニケーション機会の完全確保という側面が浮かび上がってくる。そして、これが施策の対象者にとってはもちろんのこと、施策の遂行者、すなわち警察側にとって重要な要素となっている側面が指摘される。

基本的な人権の遵守に基づいて行われる多言語対応の一例として、ここで医療通訳を考えてみよう。確かに、医療も生命に係る面があり、医療関係者や市民活動家らによる医療通訳への取り組みは各所で行われている。これも、コミュニケーション場面における仲介が目的とされるが、受益関係は明白である。内容が伝わらないことによって医療関係者も困るのは確かだが、どちらがより困るかと言ったら、患者の側なのである。

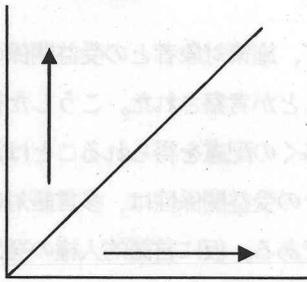
国際捜査の場合、この多言語施策による受益関係がかなりの程度で拮抗していると考えられる。場合によっては、対象者（来日外国人）以上に、遂行者（警察）が高い効用を享受していると見受けられる場面があるかもしれない¹³⁾。それは、個別の事例についての詳細な分析を要する課題であるが、少なくとも拮抗した受益関係があることは間違いないだろう。つまり、日本警察の多言語施策の事例と、自治体で様々に取り組まれている多言語サービスにおいて決定的に異なる局面は、この両者の受益関係性にあると考えられるのである。この対象者との受益関係性と、少数言語への努力傾注の関係性は下の図2に集約される。

さて、受益関係の均衡という違いはあるものの、昨今の、特に日本の言語政策研究において注目される多言語対応について、言語政策モデル上の位置付けに対する試案を提示してみたい。多言語対応は、言語情報および言語コミュニケーション機会の確保を基盤とした言語計画ということが言えよう。そこで、言語政策の枠組みには、「言語」と「話者」に、「情報・コミュニケーション」という要素を加えた三者の関係で捉えることが可能になる。

「言語」に焦点をあてた場合「本体計画」が生まれ、「言語と話者」の関係性に「地位計画」があるとすれば、「言語、話者、情報・コミュニケーション」の関係性には「接触計画」があると考えられる¹⁴⁾。多言語施策や多言語サービスなどの多言語対応は、「言語」と「話者」に「情報・コミュニケーション」の要素を付加した「接触計画」であると言えるのではないだろうか。この「接触計画」という発想は、社会の言語政策事象を本体計画・地位計画と共に説明する概念であると同時に、少数言語への配慮が要請される時代の中で、極めて注目される言語政策局面であると考えられるのである（図3）。

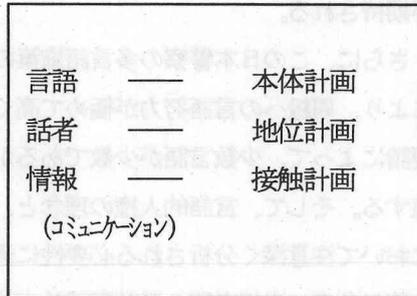
図2: 受益均衡関係と政策努力のモデル

少数言語への努力傾注



遂行者と対象者の受益均衡関係

図3: 言語計画モデル



これらはいずれも本論における事例研究から導き出された試論的なモデルである。これからも、多言語施策や多言語サービスの事例が様々に収集され、精緻化されたモデルの提案・修正が求められることは言うまでもない。

7. まとめと結論、今後の研究課題

新興国家の言語課題といった、いわゆる国家語の制定・整備が言語政策の主要なテーマであったとき、言語政策は本体計画と地位計画に二分する枠組みが事例の記述・分析を通して構築され、説明理論としての定着を見た。言語的人権の伸長により、言語をどうするかということと同等に、あるいはそれ以上に、話者に視点を置いた言語政策の取り組みと議論が生まれ、数世紀を経ている。さらに昨今では、移住者も含めた広い言語課題が言語政策の範疇として組み込まれている。こうした社会的要請から生まれてきた重要な言語政策形態が多言語対応である。

本論では、多言語対応を言語、話者、情報・コミュニケーション三者に係る接触計画であると位置付け、言語計画モデルに位置づけることを試みた。こうして見ると、これまで大概の場合、国家語をどうするかという言語計画上の懸案は、同時に国家語に選ばれなかった幾多の言語との間の接触計画としても説明可能となることが指摘される。つまり、接触計画という概念は、本体計画・地位計画と択一・並列的な関係にあるのではなく、三者でもって言語計画のダイナミクスを包含する言語政策理論として修正される

ものとなるのである。ここでは、ごく小さな領域での事例研究を通しての仮説的な提示であり、今後、様々な事例が蓄積されることによって、確認され、洗練されていくことが期待される。

さらに、この日本警察の多言語施策の事例を通して、施策対象者との受益関係の均衡により、周縁への言語努力が極めて高く実現されることが考察された。こうした社会的要請によって、少数言語が少数であるが故に、より多くの配慮を得られることは注目に値する。そして、言語的人権の理念と、施策対象者との受益関係性は、多言語対応事例において注意深く分析される必要性に通じていくのである。仮に言語的人権の発想が、施策対象者・遂行者間の受益関係の不均衡を前提としているのならば、その程度を明らかにする指標として受益関係性が言語政策研究上の重要な概念となる。あるいは視点を變えて、受益関係性が均衡状態にある事例から、言語的人権の範囲を拡張させる要因を検討する可能性も考えられよう。いずれにせよ、施策対象者と遂行者の情報・コミュニケーション上の受益関係性は、少数言語への配慮を拡張する言語政策を模索する上で、有効な概念となることに違いない。

その一方で、この情報・コミュニケーションを軸とした多言語施策の当該事例において、話者と言語の関係を「言語的人材」とする意識が存在することも併せて明らかにされた。この「言語的人材」という視座では、「X語とY語に堪能な〇〇さん」という見方ではなく、「〇〇さん」はX語とY語のそれぞれに、あたかも「〇〇さん」が2人いるかのごとくに集計されていく。こうした言語意識が言語アイデンティティおよび、言語獲得上の動機付け等に及ぼす影響などについても引き続き分析の対象としていく必要があるだろう。

警察の多言語施策は、外国籍も含めた地域住民の人権を守るものとしても位置付けられている。それは『警察白書』といった公の文書において前面に押し出される傾向があるものの、内部資料にもこうした方向性は確認される。より具体的な多言語施策の内容面にまで踏み込んだ考察を通して、こうした言語政策の実践が監視されていく意義が認められよう。ただし、こうした研究には研究対象の協力が得られるか否かも大きな課題であり、方法論上の洗練と共有も求められる。多言語対応は警察に限らず、様々な領域でそれぞれ独自性を持って進められている。地方自治体の多言語サービスは多くの関心を集めているところである。本論での事例と引き比べ、仮にこれらの多言語サービスがボランティア任せであり、言語的および組織的な周縁に力を注いでいないとするならば、その質と内容が問われるということになる。接触計画としての多言語対応は、多言語社

会における言語政策上の枠組みとして、引き続き検討されていくことが望まれる。

- 1) 本論では、以下に明らかにされる施策構造上の違いに注目し、日本警察の取り組みを「多言語施策」という用語を用いて、自治体の多言語サービスと区別する。なお、この多言語施策と多言語サービスを含めた言語計画形態については「多言語対応」という用語を用いる。
- 2) 警察庁 HP (<http://www.pdc.npa.go.jp/hakusho/s48/s480300.html>)。この中では、「一般外国人」という用語が「韓国・朝鮮人、中国人及び在日米軍等関係者を除く」外国人を示す語として用いられており、国際犯罪は主に、この「一般外国人」の急増によるものと明記されている。
- 3) 同上。
- 4) 毎年発行される『警察白書』では、従来「国際犯罪（捜査）」という用語が用いられていたが、平成2（1990）年の『警察白書 特集—外国人労働者の急増と警察の対応』から「外国人犯罪捜査」という用語が使われ始め、現在に至っている。
- 5) 言語政策研究において、理論とは何かという問いもあり、この点についても別個に検討を重ねる必要がある。ここでは、言語政策という事象を説明する体系を理論と呼び、Haugen（1966、1987）の言語政策理論モデルを取り上げる。
- 6) 2004年11月に開催された日本言語政策学会第5回大会（於：國學院大學）で田中慎也氏は「言語サービス」の持つ法的・財政的脆弱性についての問題点を指摘している。
- 7) 猿橋（2004：196-200）は日本の中央省庁のホームページを中心に、英語についての議論の多い領域（防衛、教育、科学、特許、海上保安、財務）と、日本語・英語以外についての議論の多い領域（郵政、警察、農林水産、国土交通）の状況を考察している。
- 8) 国際捜査研修所は、警察職員又は外国からの研修員に対し、国際犯罪捜査、国際捜査共助その他国際的な警察活動に関する学術の研修を行い、併せてこれに必要な調査研究を行うことを目的に、昭和60（1985）年4月に設置された。
<http://www.npa.go.jp/keidai/keidai.html>
- 9) 自治体の言語サービスに見られる便宜供与的な側面と対照的である。
- 10) 詳細は添付資料3を参照のこと。本文中の表は、部内通訳人（警察官および一般職員）と部外通訳人を合計した値。

- 11) これに加え、警視庁は平成2(1990)年8月15日「警視庁外国語技能検定規定」(訓令甲第22号)を制定。民間語学学校に委託して、検定試験を広く実施している。
- 12) 添付資料5参照のこと。本文中の表は、部内通訳人と部外通訳人の活動時間を合計したものである。
- 13) 本稿でも、「外国人犯罪捜査」といった用語面から若干の指摘を行った。この点を検証する上では、批判的言説分析などの手法を用いて詳細に検討する必要がある。
- 14) 言語政策のモデルについては、Cooper (1989) によって獲得計画が追加された。本論では、獲得計画は政策の形態であり、言語政策の説明モデルとして本体・地位計画に並列的とはならないとする立場を取る。獲得計画は、本体、地位、接触計画を實踐する下位の手法として位置付ける。

参考文献

- Cooper, R.L.(1989). *Language Planning and Social Change*. NY:Cambridge University Press.
- 大学英語教育学会言語政策研究会(2000)『日本の地方自治体における言語サービスに関する研究 21世紀多言語社会への助走』.
- Haugen,E.H. (1966). "Dialect, Language, Nation". In Anwar S. Dil (Ed.), *The Ecology of Language*. California: Stanford University Press, pp.237-254.
- (1987). *Blessings of Babel*. Berlin:Mouton de Gruyter.
- 平野桂介(1996)言語政策としての多言語サービス『日本語学』Vol. 15, pp. 65-72.
- Kaplan, R.B. and Robert Baldauf Jr. (1997). *Language Planning: From Practice to Theory*. Clevedon:Multilingual Matters Ltd.
- 河原俊昭編(2004)『自治体の言語サービス』春風社
- 警察庁編(1990)『平成2年度 警察白書 特集—外国人労働者の急増と警察の対応』大蔵省印刷局.
- 猿橋順子(2004)「多言語共生型言語計画とその発展段階諸相の社会言語学的研究 ～日本の定住外国人による言語維持努力と行政府との相互作用を事例として～」青山学院大学大学院平成16年度博士論文

(玉川大学文学部)

資料 1

国際犯罪捜査の所轄部署と設置年
(平成 13 (2001) 年 4 月 1 日現在)

国際捜査係	北海道(1988)、鳥取(1989)、青森(1998)、福井(1999)、山形(2001)
国際捜査課	警視庁(1988)、大阪(1993)、愛知(1997)、千葉(1998)、神奈川(1999)、埼玉(2000)、三重(2000)、長野(2001)、石川(2001)
国際捜査室	新潟(1994)、宮城(1995)、新潟(1994)、京都(1994)、兵庫(1994)、岐阜(1997)、福岡(1998)、山梨(1999)、福島(2000)、秋田(2001)群馬(?)
国際犯罪対策課	茨城(1999)
国際犯罪対策室	新潟(1997)、沖縄(1997)、滋賀(2001)
国際犯罪捜査係	岡山(1987)
国際盗犯係	新潟(1997)
国際対策室	愛媛(1997)、佐賀(2001)
国際化対策推進本部	香川(2000)
国際組織犯罪対策室	岩手(1999)、徳島(2000)
国際組織犯罪特別捜査隊	警視庁(1998)
国際組織犯罪対策推進室	広島(1999)
国際研修センター	富山(?)
国際捜査センター	島根(1999)
外国人犯罪捜査係	北海道(1997)、福島(1997)
外国人犯罪対策室	静岡(1996)、鹿児島(1997)
外国人・組織犯罪捜査室	徳島(1998)
外国人組織犯罪対策室	奈良(1997)、栃木(1998)、和歌山(2001)
外国人組織犯罪対策推進室	奈良(1998)
外国人組織犯罪対策センター	警視庁(1997)
来日外国人犯罪等対策室	北海道(2001)
来日外国人犯罪対策室	長崎(1997)、大分(1997)、宮崎(1997)
外事特別捜査隊	警視庁(1998)
無し	山口、高知、熊本

『平成 13 年度国際犯罪捜査体制等及び通訳体制等に関する調査結果』pp. 2-3 より筆者が独自に作成

資料 2

国際捜査官の採用基準・受験資格

	内 容
北海道	<p>○ 選考基準</p> <p>次のいずれかに該当する者で、かつ当該外国語を用いた外国人との折衝業務等に3年以上従事した経歴を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語、ロシア語又は中国語の通訳案内業国家試験合格者 ・ 実用英語検定一級の合格者 ・ 上記に2つに相当する資格、能力を有する者 <p style="margin-left: 2em;">*第2外国語としてスペイン語、タイ語、タガログ語等の通訳が可能な者又は在外公館、在外企業等で外国人との折衝業務に従事した者が望ましい。</p> <p>○ 受験資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢は、基準日現在、概ね30歳以上45歳以下
栃木	<p>○ 選考基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 -警察官として必要な一般的知識及び知能についての、択一式による筆記試験 ・ 作文試験 -警察官として職務執行に必要な表現力等をみるための、記述式による試験 ・ 語学試験Ⅰ -対象になる語学能力についての記述式による試験 ・ 語学試験Ⅱ -対象になる言語能力についての個別面接法による試験 ・ 適性検査 -警察官として職務執行に必要な素質及び適正を有するか <p>○ 受験資格</p> <p>昭和30年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者で、ペルシャ語、北京語、スペイン語、タイ語、広東語、ウルドゥ語のうち1以上の言語能力を有する者</p>
群馬	<p>○ 年齢30歳から45歳</p> <p>○ ペルシャ語、中国語、タイ語、英語のうち、2言語以上の会話が可能で以下のいずれかの者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外企業等における外国人との折衝業務に3年以上従事した経歴を有する者 ・ 外国留学又は外国駐在3年以上の経歴を有する者 ・ 外国語指導の業務に3年以上従事した経歴を有する者 ・ 通訳、翻訳の業務に3年以上従事した経歴を有する者 ・ 上記の規定に準ずる者として人事委員会が認めた者（平成7年に実施した資格基準）
埼玉	<p>○ 警察官Ⅰ類、女性警察官Ⅰ類の受験資格（年齢、学歴）を有し、次のいずれかに該当する語学力（募集言語）堪能な者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外留学等1年以上の経験者 ・ 外国語指導の業務に2年以上従事した者 ・ 外国語の通訳、翻訳に2年以上の経歴を有する者 ・ 上記の項目に該当する語学力を有する者
千葉	<p>選考考査を実施する年度の4月1日における年齢が、25歳以上35歳未満の者で、募集言語に関しての次の(1)～(4)のいずれかに該当</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 在外公館、在外企業等における外国人との折衝の業務に従事した期間が2年以上 (2) 通訳、翻訳の業務に従事した期間が3年以上であり、かつ、外国居住経験が1年以上 (3) 学校教育法に基づく大学（短大を含む）、高等専門学校又は専修学校（専門

	<p>課程に限る)の語学の教員(教授、助教授、講師又は助手等)の業務に従事した期間が3年以上あり、かつ、外国居住経験が1年以上</p> <p>(4) 外国における大学、専門学校等を卒業(通算修学年数が14年以上となる学校において、2年以上修学していること)した者</p>
新潟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在外企業等において受験する外国語を用いた業務に従事した期間が2年以上の者 ・ 受験する外国語の通訳、外国語指導の業務に従事した期間が2年以上の者 ・ その他受験する言語による折衝能力を有すると認められる経歴が2年以上の者 ・ 試験は、筆記及び会話考査を実施
長野	<p>日本語以外に、対象言語に堪能であり、通訳及び翻訳が出来る程度の語学力を有する者</p> <p>(平成9年に改正、対象言語に堪能であれば経験年数は問わない)</p>
富山	<p>平成11年度</p> <p>次のいずれかに該当するハングルに堪能な者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外留学等1年以上の経験者 ・ ハングル指導の業務に1年以上従事 ・ ハングルの通訳、翻訳業務の1年以上の経験者 ・ 上記項目に相当する語学力を有する者
石川	<p>○ スペイン語国際捜査官 (ペルシャ語、スペイン語、タイ語のうち一言語について採用することとして募集)</p> <p>上記の言語に堪能で、かつ、英検2級程度の語学力を有する者</p> <p>○ 北京語国際捜査官</p> <p>北京語に堪能で、いずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館、在外企業等において北京語を用いた業務に2年以上従事した経歴を有する ・ 北京語の通訳、翻訳渉外の業務等に3年以上従事した経歴を有する ・ その他、上記と同等の経歴を有すると認められる者
愛知	<p>タイ語、ウルドゥ語、スペイン語、タガログ語、ペルシャ語、ポルトガル語のうち1つの語学に堪能で、かつ、英検2級程度以上の英語力を有する者</p>
滋賀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館、在外企業等において、○○語を用いた業務に3年以上従事した経歴を有する者 ・ ○○語の通訳、翻訳、渉外の業務等に3年以上従事した経歴を有する者 ・ その他、上記と同等の経歴(留学、外国語指導等)を有する者
京都	<p>次のいずれかに該当し、かつ、英米語を含む2カ国語以上の語学力堪能と認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国留学又は外国駐在2年以上の経歴を有する者 ・ 外国語指導の業務に3年以上従事した経歴を有する者 ・ 語学に関する資格を有して、通訳・翻訳経歴が3年以上ある者 ・ その他、上記と同等以上の能力を有する者
兵庫	<ul style="list-style-type: none"> ○ 25歳以上45歳まで ○ 関係言語の語学能力が堪能であり、かつ、同言語圏における在外公館、在外企業勤務、国際協力事業団の海外派遣又は留学等における海外経歴が2年以上ある者、または、1年以上の上記海外経歴のほか関係言語を用いた業務経歴が1年以上ある者(平成7年度当時の基準)
島根	<p>選考基準(無し)</p> <p>英語筆記、リスニング試験を実施し、語学能力を判定評価して採用受験資格(年齢制限のみ)</p>

	22歳から30歳
岡山	<input type="radio"/> 北京語の語学力を有し、専ら外国人犯罪捜査及び外国人の保護にあたる職 <input type="radio"/> 受験資格 1 次のいずれかに該当し、かつ、北京語の語学力が堪能と認められる者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国留学又は外国駐在2年以上の経験を有する者 ・ 語学に関する資料を有して、通訳、翻訳経歴が3年以上ある者 ・ その他、上記項目に該当する者と同等以上と認める者 2 日本国籍を有する者 3 地方公務員法第16条の各号にいずれも該当しない者
広島	英米語と韓国・朝鮮語に堪能な語学力を有し、かつ、次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館、在外企業等において当該外国語を用いた業務に3年以上従事した者 ・ 通訳案内業法に基づく通訳案内業国家試験合格者で、当該業務に3年以上従事した者 ・ その他、上記項目と同等以上の経歴（留学、外国語指導）を有すると認められる者 年齢：25歳以上50歳以下
愛媛	通訳案内業試験合格者相当の能力を有する者
長崎	原則として、級位は問わない。 （理想としては、英検1級以上、TOEIC860点又はTOEFL585点以上、若しくは海外留学又は海外勤務歴2年以上を有すること。）
沖縄	【北京語】 <input type="radio"/> 北京語について堪能な語学能力を有し、かつ、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館、在外企業等において、当該外国語を用いた業務に2年以上従事した経歴を有する者 ・ 北京語圏内の国又は地域に留学又は駐在していた経歴が2年以上を有する者 ・ 北京語指導の業務に2年以上従事した経歴を有する者 ・ 北京語の通訳、翻訳の業務に2年以上従事した経歴を有する者 ・ その他、上記と同等の経歴を有する者 <input type="radio"/> 日本国籍を有する者 【英米語】 <input type="radio"/> 英米語について堪能な語学能力を有し、かつ、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館、在外企業等において、英米語を用いた業務に2年以上従事した経歴を有する者 ・ 英米国留学又は駐在した経歴が2年以上の者 ・ 英米語指導の業務に2年以上従事した経歴を有する者 ・ 通訳、翻訳の業務に2年以上従事した経歴を有する者 ・ その他、上記と同等の経歴を有する者 <input type="radio"/> 日本国籍を有する者

『平成13年度国際犯罪捜査体制等及び通訳体制等に関する調査結果』pp.18-19より筆者が独自に作成。太字は言語関連事項。

27の県警は、「基準は無い」と回答している。

資料 3

部内（警察官・職員）・部外別通訳者の確保状況

言語の種類	(人員)a	部内		内副言語 (延数)	部外 (人員)b	外副言語 (延数)	人員合計 a+b
		一般職員	専門職員				
英語	1283	179	76	93	910	222	2193
韓国語	510	7	7	8	339	27	849
北京語	613	28	22	21	1323	146	1936
広東語	84	3	2	24	48	99	132
タガログ語	152	5	3	10	238	9	390
ウルドゥー語	25	2	2	1	104	36	129
ベンガル語	2	1	1	0	110	7	112
タイ語	154	9	8	9	285	11	439
ヒンズー語	1	0	0	1	30	58	31
ペルシャ語	69	5	5	3	172	4	241
マレー語	0	0	0	0	36	28	36
インドネシア語	4	0	0	0	110	16	114
ベトナム語	26	0	0	1	180	3	206
フランス語	14	4	0	8	104	29	118
ドイツ語	9	0	0	6	99	30	108
スペイン語	169	15	9	18	529	88	698
ポルトガル語	78	8	6	9	376	32	454
ロシア語	225	3	1	4	99	13	324
その他	13	2	0	12	394	273	407
計	3431	271	142	228	5486	1131	8917

『平成 13 年度国際犯罪捜査体制等及び通訳体制等に関する調査結果』pp. 38-44 より筆者が独自に作成。

「副言語」とは、登録言語以外に通訳可能な言語がある場合の、その人員の合計。

資料 4

2 課費

平成 12 年度、部外通訳人に係る諸費用

	謝金予算額 (千円)	謝金執行額 (千円)	旅費 (円)	研修・会議 (円)
北海道	4,636	4,328	811,190	59120
青森	1,958	2,268	669,400	57000
岩手	6,753	1,605	380,000	43500
宮城	2,817	12,262	813,709	614680
秋田	1,250	1,072		
山形	11,905	8,085		109298
福島	7,732	3,712	1,484,831	257417
警視庁	353,520	249,978		
茨城	42,348	23,880		実施せず
栃木	27,351	22,472	2,833,538	300000
群馬	25,293	21,008	4,456,125	401335
埼玉	32,109	44,733		39375
千葉	18,110	24,410	2,137,748	111299
神奈川	114,177	53,377		
新潟	20,063	11,297	5,775,306	実施せず
山梨	5,150	3,002		実施せず
長野	5,700	10,472		
静岡	11,920 *	4,338		実施せず
富山	6,998	9,805	2,762,450	
石川	6,683	6,395	1,049,000	142296
福井	600 *	1,119	133,700	21310
岐阜	3,060	2,159	497,806	129000
愛知	10,000	44,794		実施せず
三重	9,600	12,632	1,729,630	206324
滋賀	13,200	20,955		
京都	2,810	505	53,562	8260
大阪	58,898			
兵庫	— *	13,680	1,022,033	実施せず
奈良	6,000 *	9,745		6552
和歌山	20,928	9,417	38,752	76382
鳥取	600	3,222	725,280	146595
島根	600	1,338	304,688	259394
岡山	5,116	1,950	321,362	実施せず
広島	9,216	5,550	431,437	265520
山口	1,000 *		7,697	実施せず
徳島	1,000	1,267	3,193,579	45000
香川	2,031	1,330	269,068	
愛媛	2,800	3,282	1,499,746	実施せず
高知	1,440	1,912	695,604	8400
福岡	9,000	539	144,420	
佐賀	1,200			実施せず
長崎	1,500	700		実施せず
熊本	1,016	739	59,031	18000
大分	670	866	178,260	実施せず
宮崎	713	4,189	109,200	実施せず
鹿児島	1,749	2,832	4,464	364000
沖縄	3,240	120	103,000	120000
計	874,460 千円	663,341 千円	34,695,616 円	3,810,057 円

謝金予算額の「*」は空欄のため、当初予算額をそのまま記載。

研修・会議の空欄は、実施はしているが執行額を記載していないもの。

資料5

平成12年度中、部内通訳人の活動状況

	人員	通訳回数	通訳時間	翻訳回数	翻訳時間
英語	1374	14627	58440	3934	12728
韓国語	518	8656	51990	2472	9317
北京語	632	23118	106296	3469	6278
広東語	108	39	196	3	12
タガログ語	162	2115	11100	180	590
ウルドゥー語	26	225	758	49	19
ベンガル語	2	100	800	24	192
タイ語	163	1942	11073	256	1011
ヒンズー語	2	3	18	0	0
ペルシャ語	72	1530	6178	521	1089
マレー語	0	0	0	0	0
インドネシア語	4	0	0	0	0
ベトナム語	27	546	2356	62	110
フランス語	22	107	94	22	41
ドイツ語	15	31	35	7	49
スペイン語	185	1791	8487	259	1148
ポルトガル語	87	2184	13311	142	792
ロシア語	229	1510	5692	100	533
その他	26	232	1254	40	38
計	3654	58756	278078	11540	33947

平成12年度中、部外通訳人の活動状況

	人員	通訳回数	通訳時間	翻訳回数	翻訳時間
英語	1132	563	2988	13	171
韓国語	366	2805	15840	3	22
北京語	1465	20850	116120	5	77
広東語	147	225	1256	0	0
タガログ語	247	1505	7781	0	0
ウルドゥー語	140	1006	4957	1	8
ベンガル語	117	534	2731	28	-
タイ語	296	1327	11721	1	1
ヒンズー語	88	124	570	4	-
ペルシャ語	176	2529	15345	3	22
マレー語	64	28	146	2	-
インドネシア語	126	246	1357	4	-
ベトナム語	183	1409	7471	1	-
フランス語	133	55	295	2	36
ドイツ語	129	37	212	1	4
スペイン語	619	1829	10483	4	33
ポルトガル語	409	4052	22834	5	12
ロシア語	112	314	1874	1	32
その他	667	1886	10851	127	47
計	6616	41324	234832	205	465

『平成13年度国際犯罪捜査体制等及び通訳体制等に関する調査結果』pp. 57-94より筆者が独自に作成。翻訳時間「-」は、時間数を算出していないもの。本文中の集計表では括弧内に回数を表示。